

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成23年12月1日（木）午後2時～午後4時10分

2 場所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 主催者

鹿児島地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者6人

鹿児島地方裁判所長 木口信之（司会）

鹿児島地方裁判所裁判官 中牟田博章（刑事部部総括判事）

鹿児島地方検察庁検事 磯部慎吾

鹿児島県弁護士会所属弁護士 新倉哲朗

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

司会者 : それでは、経験者の方々をお迎えしての意見交換会を始めさせていただきます。この意見交換会の趣旨について、一言申し上げておきます。裁判員制度が実施されて、御承知のとおり2年半が経過しました。この間、全国的に相当数の事件について裁判員裁判が行われて、ここ鹿児島地裁でも、裁判所の規模に比べても、大変多くの事件が係属し、かつ判決を迎えています。裁判員の方々の大変積極的な御参加をいただいて、制度は、おおむね順調にスタートを切ったものと思っております。実際に裁判員として参加していただいた方が、裁判員裁判についてどのような感想や印象を持たれたかという点については、個別の裁判員裁判が終わった直後にアンケートを実施して、御意見を伺っていますが、事件が終わりある程度の期間が経った時期に、経験者の方から改めて御感想なり、もう少し具体的な御意見を伺うということができれば、今後この制度のより良い運用を考えていくという上で、大変有益なことではないかと思ひまして、今回の意見交換会を開催したということが主たる目的になります。それから、もう一つ付け加えますと、裁判員裁判について、国民の皆さん方から御意見を伺いますと、やはり参加に対する不安とかためらうという感じを持っている方も結構いらっしゃるというふうに聞いております。ですから、実際の経験者の方に率直な御感想を聞かせていただいて、これから裁判員になるかもしれないという方々のそういう不安感とか負担感というものを解消することにつながることもなれば、大変いいのではないかなと思っております。

今日の意見交換会の進行ですが、1時間半程度かけまして大きく3つ

の事柄について話を伺いたいと思います。まず第1として、裁判員裁判に実際に参加しての全般的な感想とか印象を伺いたいと思います。それから、裁判員裁判にはいろいろ手続がありますが、まず、裁判員の選任の場面、それから法廷での証拠調べや主張を交わす審理の場面、裁判官と裁判員だけの評議の場面、そして判決の場面があります。そこで、第2として、各手続の場面ごとに、もう少し踏み込んだ御意見ないし御感想を伺えればと思っております。それから最後に、先程、申し上げた話にも関連しますが、これから裁判員になられる方々に対して、御自分の経験を踏まえて、何かメッセージのようなものをいただければいいかなというふうに思っております。

その後、若干休憩を挟んで、今回傍聴なさっている報道の方々からの御質問をしていただくということを、30分程度予定しております。

今回の出席者ですが、経験者として、平成23年7月から11月初めまで、この鹿児島地裁の裁判員裁判で実際に裁判員を務めていただいた6人の皆様に御参加をいただいております。同じ事件の裁判員という方はいらっしゃらないようでして、それぞれ別の事件の経験者の方々になります。進行役として私、鹿児島地裁所長の木口が司会をやらせていただきまして、そのほか、当庁での裁判員裁判すべてについて裁判長をされている中牟田博章裁判官、検察官として磯部慎吾検事、そして弁護士として新倉哲朗弁護士の各御参加をいただいております。

いよいよ本題に入らせていただきますが、まず全体的な感想として、裁判員裁判に参加してどんな印象、感想を持たれたかということをお伺いできればというふうに思います。例えば、実際に裁判員裁判に参加する前には、裁判員裁判というものについて、こんなイメージを持っていたけども、参加してみたらちょっと違ったとか、あるいは同じだったとか、何でも結構です。あるいは、刑事裁判について、今まであまり関わ

りがなかったと思いますので、実際に裁判員裁判に参加してみて、刑事裁判とか、そういうものについての関心とか見方などが変わったとか、そういう点も含めて、裁判員裁判に参加しての全体的な感想をお聞かせください。順番に、まず1番の方から伺っていいですか。

経験者1： すみません。できたらちょっと後にしてもらえますか。

司会者： では、先に2番の方から伺っていいですか。

経験者2： 参加する前は自分とは関係ないような感じで思っていたのですが、参加して、いい経験ができたといいますか、いい勉強になったというか、良かったと思っているので、これから裁判員をする人にはどんどんやってほしいかなと、いいイメージしかないですけど、はい。

司会者： いい勉強というのは、裁判を通じていろいろな考える材料があったと、そういうことになるのですかね。

経験者2： そうですね、裁判員裁判を経験してから、傍聴に来てみようかなとも思ったのですが、時間の都合で来られていないのですけど、来てみたいかなと思っています。

司会者： そうですか。裁判員として、また今度来てくださってという話になったら、また参加したいなということでもいいですか。

経験者2： はい、いいですね。

司会者： ありがとうございます。3番の方、いかがでしょうか。

経験者3： 私も、まさか自分が裁判員に選ばれるとは思っておりませんでした。選ばれてどうなるのだろうと、自分にできるのだろうかと非常に不安があったわけですが、実際現場に入ったら、裁判官の方々が非常に丁寧に説明していただきまして、思ったよりスムーズにできたんじゃないかなと思います。ただし、やはり量刑を決めるときは、被害者のこととか考えまして、非常に悩みました。しかしながら、せっかく選ばれたのだからということで一生懸命取り組んだ次第でございます。

司会者 : どうもありがとうございました。今、量刑の話が出ましたが、量刑については、後ほど、評議についてお話を伺う機会がありますので、後に譲りましょうか。では、4番の方、御感想を伺っていいでしょうか。

経験者4 : 裁判員になる前は、どういうふうにして人を裁いてその罪を決めるのだろうって思っていたんですね。それで裁判員をするに当たっては、自分の偏った考え方とかで決めていいのかなってという不安がありました。けれども、一応いろんな方が参加されていますので、考え方も違うし、視点も違います。一つのことに對して、この人はこう見ているのだ、こういう意見があるのだということで、いろんな意見を聞いた上で自分でもいろんな考え方を知ることができたし、そういった考えをいろいろ皆さんと直に話し合っていて決めていくということで、その後の裁判の判決とかを見たとき、聞いたりしたときに、ああ、やっぱりいろんな話が出て、この人にはこういう配慮していかなきゃいけない面もあったのかなとか、この執行猶予がついたのは何か理由があったんだなということで、それまでは、何で執行猶予なんかつけるのだろうとか思う面もありましたが、一応そういうふうと考えられるようになったということが変わったところでしょうか。

司会者 : どうもありがとうございました。そうすると、裁判員裁判をやった後で刑事裁判とか、そういう報道とかを見ると、若干見る目が変わったということですかね。

経験者4 : はい、そうですね。以前は、自分たちも、ただ事件の内容を聞いて、こんな悪いことをやったのに何でこんなに罪は軽いのか、この人は重過ぎるのではないかという考えがありました。けれども、いろいろな意見が出て、いろいろな考え方があって、考えた上での判決ということで、自分でも参加してみて、ああ、こういうふうに決めていくのだなということで、自分も変わってきました。

司会者 : どうもありがとうございました。5番の方、いかがでしょうか。

経験者5 : 裁判員に選ばれたときは、私で務まるのかなと思っていましたが、裁判官の方々の助言とかで納得できるような経験させていただきました。今までテレビドラマの中の一傍聴人のようにしか見ていなかったのが、自分たちでも、あのようにしたのだからこうなるのだというのが分かり、やっぱり勉強になったと思います。これからも傍聴に来るといふか、そういうことをもう一度してみたいなどは思っております。

司会者 : どうも大変ありがとうございました。6番の方、いかがでしょうか。

経験者6 : まず、候補者として選ばれて裁判所に来たわけですが、午前中、30人くらい来ていたと思います。その中から抽選で選ばれるわけですから、最初から自分が選ばれることはないだろうということで、昼からの予定とか、次の日の予定を決めて来たわけですが、そうしたら、コンピューターの抽選で選ばれたわけですが、選ばれた次の瞬間からもう裁判という現実の世界に入ってしまった。ただ、裁判官を含めて、細かいことを分かりやすくいろいろ説明してもらったので、最初は全く分からないところでしたが、自由な雰囲気ですべての意見が出されましたし、裁判が非常に身近なものになったとは思っております。

司会者 : どうもありがとうございました。1番の方、お願いします。

経験者1 : 裁判員になるまでは、テレビとかで、基本的に他人事だと思って見ていたのですが、自分が関わることによって、一つ一つの事件にも興味を持って見るようになりました。良い経験だったと思っています。

司会者 : 裁判員として参加しての全体的な感想は、大体、今のような話だといふふうには伺ってよろしいのでしょうかね。

次に、各手続についての御意見とか御感想をお聞かせください。先程、6番の方からお話がありましたが、まず選任手続からいきましょうか。少し話をさかのぼると、裁判員の候補者に選ばれたので、参加できます

かとか何か辞退したい理由がありますかっていうような事前の質問を書面で裁判所からお送りして、それから、その上で今度は選任期日をやりますから期日に裁判所に来ていただけませんかというお話をまた書面でして、それで選任期日に来ていただいた上で実際に最終的に裁判員を選ぶと、そういう一連の流れで最終的に裁判員を選ぶわけですが、その書面での説明とか、選任期日で職員がいろいろと説明いたしますけれども、何をやってどういう形で手続が進んでいるのか説明としては分かりやすかったですか。あるいは、この点もう少しきちんと説明すればよかったですか、何か御意見はありますか。6番の方、何かありますか。

経験者6： 一連の手続については、内容的には、大体理解できました。ただ、問題は、裁判員に選任されると、そのときからもう連続ですぐ始まるわけですね。そうすると、例えば、30人の集まった候補者が、1週間あるいはそれ以上の予定をある程度管理できないと、簡単にはできない状況だと思いますね。

司会者： では、その点を伺いましょうかね。選任期日においでいただくときには、難しい言葉で言うと、職務予定従事期間というのですが、裁判はいつからいつまでで、判決までの期間は何日間であると、そういう予定で来てくださいとあらかじめお知らせして選任期日に来ていただくわけです。そのときには、皆さん、その何日間か分の仕事の調整をしてきた上でいらっしゃるということによろしいのでしょうか。

経験者2： はい、そうですね。

司会者： そうすると、ひょっとしたら選ばれないかもしれないわけですが、それはそれとして、例えば3日の期日であれば一応3日分の休暇をとって来ていると、そういうことでいいのですか。そうでない方はいらっしゃいますか。とりあえず1日だけ休みをとって来て、選ばれたら急いで調整をするという人もいらっしゃるのかな。どうぞ、5番の方ですね。

経験者 5 : これを言って良いのか分かりませんが、私は主婦ですので、全然仕事は関係ないのですが、一緒に選任された方は、その日は休みをもらっていらっしやったのですが、急に選任されたものですから、また休みをもらうために連絡したら、仕事を辞めてくれと言われて辞めましたとおっしゃっていたのですが。

司会者 : 選ばれてから。

経験者 5 : はい。あなたの代わりに今から公募するから辞めてくれと言われたと。もう辞めましたっておっしゃいました。

司会者 : 事情が少し分かりませんが、パートタイムか何かですかね。

経験者 5 : 裁判員同士ですので、私もあまり深く聞きませんでした。

司会者 : 分かりました。今回御出席の方々の中には、1日だけとりあえず来て、選ばれたから急遽また急いで日程調整をしたという方は、いらっしやらないのかな。ただ、そういう問題はあるということですかね。

(一同うなずく)

あと6番の方からお話があったのですが、大体午前中に選任手続きをして、午後からもうすぐ法廷という感じですよ。割とすんなり審理に入っていましたか。

皆さん、大体頷いていますが、あまり問題はなかったということではないのかな。

(一同うなずく)

今の日程の点もそうですが、説明の点も含めて、裁判員に選ばれる手続について、もう少しこうすれば良かったとか、何かありませんか。はい、3番の方、どうぞ。

経験者 3 : 裁判員に選ばれて、選ばれたメンバーと懇談をしているときに、どういうシステムなのか少し分かりづらいという話題が出ました。パソコンで選ばれるという説明があったと思いますが、恐らく個人情報等あ

りまして非常に難しいところもあろうかと思えますけども、最後ぐらいは、すぐ分かるような形の選び方ができないものなのかという話が出ておりましたので。

司会者 : どの点が一番分かりにくいのでしょうか。

経験者 3 : 別室で選ばれて後で発表ということになりますよね。それはちゃんとしていらっしゃるとは当然思うのですが、何か目の前でやってくれるような、その方が分かりやすくていいよねというような話があったのは事実です。

司会者 : その点、何か裁判官のほうで話はありますか。

裁判官 : 一人ずつ事情を伺うのは、お一人お一人にかなりプライバシーにかかわる、どういう事情で実は辞退したいのですといった話もございまして、個別にお話を伺って、それが例えば辞退事由として法律の要件にあたるかどうかというのは、裁判官の方で判断させていただくということになっておりますので、若干時間をいただくと。それで30人弱いらっしゃって、そのうち事件によって個別にお話を伺う方の人数というのは違うのですが、大体少ない場合でも5人ぐらい、多ければ10人を超えることもありますので、その間、やはり他の方については待っていただくということになります。最後は、辞退を認められる方を除いて、問題ないという方からパソコンで選びますので、若干タイムラグがあるのかなど。そのほかにも検察官、弁護士からの、難しい言葉になりますけど、理由なし不選任という手続もありますので、若干そういう手続をしている間お待ちいただく、その辺がブラックボックス的で分かりにくいのかなという気はいたします。

司会者 : この点、何か特によろしいですか。

選任手続に関して、他に何か聞いておきたいことがありますか。

裁判官 : 先ほどのお話で、当日午前中に選任手続で、午後からそのまま法廷に

入るということで構わないというようなことだったのですが、やり方としては、審理、具体的な証拠調べ等が始まる前日の午後とかに、例えば選任手続だけを行って、翌日から審理を行うということもないではない、そういうやり方も実際にやったことがございますし、全国でもやっているところもあると、事案によってはということになると思うのですが、そのメリットとしては、勤め先に休暇など、そういう調整がしやすいということもあると。ただ一方、1日その分延びるというデメリットと両方あると思うのです。特に仕事を持っておられる方が、最初からもう3日から4日間お休みを取り調整していただいているということであれば、よろしいと思うのですが、そこのあたりはどうでしょうか。

司会者： どなたでも結構です。何か御意見ありますか。場合によっては全体の日数が少し長くなる可能性はあるということになると思いますが、どうでしょうか、

経験者4： 私の場合は、病院ですけれども、職場の事務長に、最初、こういう時期にこういうのがあって、もし選ばれた場合は4日間になりますが、まず行ってみないとどうなるか分からないと話をしたら、それはもうやらなきゃいけないことですから行ってくださいと言われて行ったのですが、職務の内容としては、当直などがある勤務ですので、上司の人に勤務体制も少し考えていただいて、その4日間は当直のシフトを組まないようにといった配慮をしていただいたりしています。そのような勤務体制を組んでいただいています。選ばれた時点で、すぐ事務長に電話で、こうなりましたのでと報告しました。選ばれた当事者がどうのこうのではなくて、こういった制度ですので、裁判所の方から、もし選ばれた場合は午後から裁判員としての職務があると周知していただいた方が、職場の人も、じゃそういうふうになるのだなと理解を得られやすい、承知していただければいいのではないかなと思うのですけど。

司会者 : 分かりました。他に何か御意見ありますか。よろしいですか。

それでは次へ行きましようか。法廷での審理、法廷に入って、最初起訴状朗読から始まって、それに対する意見を述べて、それから冒頭陳述をやって、証拠調べをやって、最後にまた意見を述べてと、法廷での手続があるわけですけれども、法廷に入られて、皆さん、結構緊張されませんでしたか。4番の方、頷いているけども、どうですか。

経験者4 : まず、選ばれた時点ですごくびっくりして、わあ、どうしようと頭の中が真っ白になって、本当にこれでちゃんと聞いていけるのかなって思いました。後で裁判員の皆さんが集まって、裁判長から、この事件はこういう事件でという説明をいろいろしていただいて、やっと理解できたかなっていう感じで、ちょっと最初のうちは、何が何だか訳が分からないぐらい理解しにくかったです。

司会者 : 時間少し経って、割と落ち着きましたか。

経験者4 : そうですね、時間とともに落ち着いてきましたね。

司会者 : そうですか。大体皆さんそんな感じですかね。午前中に選ばれて、裁判員の皆さんと裁判官も一緒に昼御飯を食べて、少しいろんな話をしたりして、午後の法廷でどんなことをやるという説明を聞いた上で法廷に入っているのだらうと思うのですが。法廷では、それでもやっぱり最初は相当緊張されるのではないのでしょうか。でもある程度時間が経ったら、それなりに慣れて、ちゃんと審理に集中できたということでもいいのですかね。

(一同うなずく)

ありがとうございます。

皆さんが担当した事件の多くは、基本的には事実関係にはあまり争いがないので、刑をどうするのが問題になったと伺っていますが、それでも何が問題かという争点と言いますか、検察官と弁護人、お互いが言

うことに随分違うところがある。ましてや事実関係について、検察官と弁護人の主張が違う事件というのものもある。何が争点かというのは、法廷で検察官と弁護人、それぞれ特に冒頭陳述というのでお互いの主張を言うわけですが、そういった冒頭陳述を聞いてよく分かりましたか。

特に、5番の方の事件は、事実関係についていろいろ争いがあったというふうに聞いているのですが、大体何が争点か、冒頭陳述を聞いて分かりましたか。今、覚えている範囲で、どうでしょうか。

経験者5： 加害者の方が4人もいて、どこがどうなのかなって。一番は、ある人は途中から関わったのかどうか、最初から知っていたのかどうかといったようなことを言われたりして、その人には、どれだけの関わり合いがあったのだろうかなど、途中いろいろ、ちょっと難しいかなと思うようなところもありましたけど、はい。

司会者： なかなかいろいろと争いがあって、ちょっと難しいかなと思ったけども、何が争いかなってというのは大体分かりましたか。

経験者5： はい、もう最後のほうには大体分かりました。

司会者： 6番の方の事件というのは、少し事実関係に争いがあったと伺っていますが、何を争点にしているのか、検察官も弁護人も分かりやすく説明していたのでしょうか。

経験者6： なかなか難しいなと思いましたが、お互い何を問題にしているかというのは、それなりにちゃんと説明していたと思います。

司会者： 争いがある事件かどうかも含めて、検察官と弁護人双方とも冒頭陳述でこんなことを主張しようと思っています、立証しようと思っていますといったことを話すと思うのですが、皆さん、どんな印象を持たれましたか、結構分かりやすかったかなという感じですか。2番の方、頷いていますけども。

経験者2： 分かりやすかったです、はい。

司会者 : そうですね。基本的にずっと言葉で話していて、割と要約した書面を出して、それに基づいて少し詳しく言葉で説明すると、そういうスタイルだと伺っているのですが、大体そんな感じですか。書面も結構分かりやすかったでしょうか。

(一同うなずく)

あるいは、一般的に検察官と弁護人の主張の仕方について、何か御感想とかあります。どちらの方が分かりやすかっただけでもいいのだけでも。1番の方、何か覚えています。

経験者1 : 検察官と弁護人がお互いに主張しようとしていることは大体理解して聞いていましたが、あまり覚えていません。

司会者 : もう少しこうすれば良いのにと思ったとか、何かありません。

(一同首を横に振る)

あまりないと伺ってよろしいですか。ありがとうございます。

そうすると、検察官、弁護人、こういうことを主張しようと思いますというふうなことをお互いに言った上で、実際に証拠調べをやりますよね。例えば、証拠にもいろいろあって、証人が出てきて法廷で話をする証人尋問があるし、被告人が法廷で自分の言葉で話をするというものもある。それから、たくさん書類もありましたでしょう、例えば、供述調書というのがあって、だれだれさんは捜査官に対して、捜査段階でこんな話をしていましたと、これを記録したのがこの供述調書です。これにはこんなことが書いてありますと、それをずっと読んでいく、そういう証拠調べもありますよね。そのような書類の朗読による証拠調べが、結構長い時間あった事件もあったと思うのですが。割と分かりやすかったですか。ずっと聞いていて、なかなか大変だったなという印象を持たれた方はありませんか。6番の方どうですか。

経験者6 : 特にあるわけではないのですが、ただ、全体として、非常に残酷な事

件があって、その中で弁護士の方が、弁護士だから被告人を弁護する格好でいろいろ陳述されるわけですね。実際、その被害者の、例えば家族なり何人かが出てきて、いろいろ話をされると、被害者がかわいそうだというイメージが出てしまいますね。その中で、弁護士の方が、やはりこうだと言われても、少し本当かなと分からないところがあります。

司会者：ありがとうございます。たしか4番の方だと思いますが、結構関係者がたくさんいて、関係者の人がどんな話をしていますという供述調書が大量にあって、かなり時間をとって証拠調べをしたと伺っていますが、そうではありませんか。

経験者4：たくさん出てきました。登場人物が多くて、ちょっと理解するのに時間がかかりましたね。

司会者：理解するのにちょっと時間がかかった。

経験者4：はい。

司会者：どのくらいですか。続けて朗読していくわけですね。

経験者4：はい。

司会者：ずっと付いていくことができましたか、もう少しこうすれば良かったとか、何か感想はありませんか。

経験者4：途中で、あれっ、この人はどの人だったかなと、何か人物がいなくなった感じで聞いてしまうような感じになったみたいでした。だけど、流れとしてはよく分かって。

司会者：後で全体としては分かった。その場で分かりやすくするとしたら、もう少し何とかならないかなという感じを持ったことはありませんか。

経験者4：経過を踏まえて、経過ごとに、この人はこう言いましたという形で出てくればいいですけど。経過を追っていければ、もっと理解ができるのかなって思いました。

司会者：それから、皆さん方、そういう書類の朗読を聞いていて、集中して聞

いていけるのは、大体どのくらいでしょうか。何か目安はありますか。ものによろと思ひますが、やはり少しこの辺で、もう休憩を入れた方がいいのではないか、何かそういう感じはありますか。例えば、2番の方の事件は、証拠書類を1時間ぐらひ続けて読んだと聞いていますが。

経験者2： 時間は覚えてないですが、長いのが少しあったとは思ひますが、苦痛とか、そういうものはなかったのか、別に問題はなかったと思ひますけど。

司会者： そうですね。ありがとうございます。

次に、証人尋問とかありますよね。証人が出てきて、法廷で証人として話をする、あるいは被告人が話をする、質問して、これに答えるのだけれども、大体どういう意図でこういう質問をしているのかな、この質問どういう意味があるのかな、この事件でこれ聞いて答えてもらってどんな意味があるのかなとか、大体理解できましたか。何かその点疑問に思っただか、そういうことはありませんでしたか。3番の方、どうですか。

経験者3： その後評議をして、また裁判官の方からいろいろと説明等がございまして、さほど分かりにくいということはなかったですね。

司会者： そうですね、分かりました。ありがとうございます。

分かりやすく証拠調べをするということについては、検察官も弁護士も結構いろいろと工夫されているのだろうと思ひますが、検察官、御説明とか何かありますか。

検察官： 検事の磯部です。調書は読むしかないのか、なるべくゆっくり、なるべく臨場感ある形で読めればなという努力はしていますが、やっぱりそれを越えてというのはなかなか難しくなっています。書類は供述調書だけではなくて、どんな場所でしたとか、どんな凶器でしたとか、なるべくディスプレイを使用して説明できるものについては説明するようにし

ています。今のところ、そういうところから一つずつやっているのが現状です。

司会者 : 新倉弁護士、弁護人としてどんなことを考えているのだとか、何か御紹介いただけるようなことはありますか。

弁護士 : そうですね、分かりやすく楽しく尋問を聞いていただくために、模型を作ったことがあります。この模型はなかなかいいかなと。皆さんの裁判で模型を示した弁護人がいたかどうか分かりませんが、我々は模型を作って一生懸命身ぶり手ぶりでやって、汗をかきながら尋問をさせていただいて、ひょっとしたらそれは良かったのかなと思っています。

裁判官 : 少し戻るかもしれませんが、冒頭陳述とは、例えて言えば、事件のこれから検察官なりあるいは弁護人の立場からする事件の見立て、これから立証しようとするスタート時点からゴール時点までの事件の地図、それが冒頭陳述だと思っているのですが、それが終わった後、評議室に戻ってきて裁判官の方から、これはこういう事件ですと、そこで初めてある程度詳しい話、説明ができますので、ここは争点ですね、事実には争いはありませんけれども、ここが聞きどころですよねというような説明をして、それを受けて、その後にもた証拠調べに入るのですが、少し証拠調べに入った後お話しを聞いてみると、冒頭陳述、いわば地図を示されたその中で言われたことと、証拠調べ、証拠として聞いた話と区別が付いておられない方が結構いらっしゃるようなイメージを持っているのですが、最初に検察官、弁護人が冒頭陳述したことと、その後証拠調べとして朗読を受けた、聞いたこと、区別できて理解されていたのでしょうか、どうでしょうか。

司会者 : 最初、説明がありますよね。冒頭陳述は、検察官、弁護人のこういう事実があったという主張で、これから、証拠で立証しますから、そういう主張なのですよと。それで実際に証人とか証拠書類とかを調べて、そ

れが証拠調べの内容ですけれども、主張と証拠それらを区別して理解していただけていると考えていいのかなということだと思のですが、区別して理解しているということによろしいですか。やっぱり少し分かりにくくなっているところがありますか。

経験者 2 : 区別して理解しています。

司会者 : 証人とか被告人が実際に話す場面と、いろいろ供述調書で、この人が捜査官に対してこんなことを話してますよっていうのを朗読して紹介するのと、何か印象の残り方で違う点がありますか。実際法廷で話してもらった方が分かりやすいとか、あるいはまとまった形で書類で書いてあるのを読んでもらった方がむしろ分かりやすいとか、何かありますか。余りよく覚えていませんか。

(一同うなずく)

目の前で話してもらった方が分かりやすいのではないかと思わないでもないのだけれど、何かありませんか。はい、6 番の方どうぞ。

経験者 6 : 事前に概要というか、全体の流れをもうちょっと事前に教えていただいて、自分なりにそれを想像していく、一つの映画につくり立てていく、そういった時間があれば、このときどうだったんだろうかという、またいろんな質問もできるだろうし、あるいはその聞く耳が持てるんじゃないのか。何せ急にぱっと始まるわけですから、最初はただ聞くだけで、それを判断することもできなかったですね。

司会者 : 要するに、もうちょっと何でこういうことを調べているのかということ、後では分かるけれどもそのときはまだ整理がついていないことがある、そういうことですかね。ありがとうございました。

さっきの質問に戻ると、法廷でいろいろなことを証人などが話してもらったのを直接聞くのと、書類を読んでもらうのと、印象の残り方に違う点はないのかということについては、何かありますか。3 番の方どうで

すか。

経験者 3 : 被告人の方が自分の声で話されたら、内容的には非常に伝わってくるものがあり、被告人の意識というのがよく分かるなという感じは受けました。

司会者 : 要するに、目の前で話してくれると、それなりに印象に残るといことですか。

(一同うなずく)

ありがとうございました。

証人や被告人に質問する機会があるわけですが、質問できましたか。あるいは振り返ってみて、あの時もっとこう聞けば良かったとか、なかなか聞けなかったとか。

経験者 4 : 被告人と同世代の子供がいたものですから、自分の子供と比べてどうだったのかなということで、少し質問をする機会がありました、はい。

司会者 : こういうことを聞いてみたいと思うことは、割と躊躇なく質問できましたか。やっぱり自分で質問するのは遠慮してしまったという方、いらっしゃいませんか。3番の方、どうですか。

経験者 3 : 私も質問させていただいたのですが、被告人から更生しようという気持ち全然感じられなかったものですから、それについて質問しました。ほかにもいろいろ聞きたいことはあったのですが、聞き方がなかなか難しく、聞ける範囲内ということで聞かせていただきました。

司会者 : 法廷では、なかなか質問しにくい雰囲気だったという方、少し遠慮してしまったという方はいませんか。それなりに質問しようと思えばできたということよろしいですか。どうですか。

経験者 4 : とりあえず私は質問できたのではないかなと思っています。

司会者 : そうですか、どうもありがとうございました。

実は検察官から聞いてほしいという質問事項がありまして、法廷での

検察官及び弁護人の行動について、もっとこうすれば良かったとか、いや、これは良かったとか、何か印象に残っていることはありますか。裁判官も含めて、何かありませんか。

経験者 4 : 私の事件では、磯部検事が担当されていて、磯部検事は御自分でもおっしゃっていたのですが、抑揚をつけて読んだりしているということで、磯部検事の朗読はすごく分かりやすかったです。

司会者 : これも検察官から事前に依頼のあった質問事項なのですが、争いのない事実について、ある程度証拠を絞っているけれども、もっとこういう点も証拠を出したらいいのにと思ったり、この点はどうなっているのか疑問に思ったり、そういう印象を持ったことはありませんか。

(一同沈黙)

司会者 : あまりそういう印象を持ったことはないということですかね。

(一同うなずく)

それでは、法廷の審理だけでなく評議も含めた全体的な話ですけれども、審理日程について、皆さん方の中には審理 3 日だけという方もいれば、もっと長い方もいらっしゃったと、特に 5 番の方は、結構長い日程で、たしか、2 週間、途中で週末を挟んで、それから 1 日休日があって、それ以外は全部連日審理でしたね。

経験者 5 : はい。

司会者 : その日程で、無理はありませんでしたか。

経験者 5 : 私の場合は大丈夫でした。

司会者 : 何かほかの同じ事件の裁判員の方で、ちょっときつかったなとか、何かおっしゃっている方はいませんでしたか。

経験者 5 : 特にはありませんが、2 人ほどホテルに宿泊されている方がいらっしゃって、急に決まることですので、その方たちは大変で、荷物とか着替えとかをどうしたらいいかと言っていました。長かったですから。

司会者 : そうですね。じゃ逆に言うと、連日ずっとやるよりは、少し間をおいて、全体の日数はもっと長くなるけども、少し間をおいたほうがやや余裕があるっていう見方をする方も場合によってはいるのかなという感じもしますが、そういうことをおっしゃった人はいませんか。

経験者5 : そんな方はいませんでした。

司会者 : そうですか。あのくらいであれば、連日でやったほうが良いとそういうことですか。

経験者5 : そうです、話が集中したほうが。

司会者 : 集中したほうが良い。

経験者5 : はい。

司会者 : 分かりました。皆さん、5番の方ほど長い方はこの中にはいらっしゃらないのですが、御自分の経験を踏まえて考えてみてください。もし自分の事件がもう少し長かったら、余裕を持って飛び飛びに少しは間があった方が良いと思うか、少しぐらい長くても、例えば2週間とか、場合によっては3週間とかの場合でも、連日でやってしまった方が良いと思われるかというのは、何か御意見はありますか。

経験者3 : 私の場合は4日間ということだったのですが、自営業をやっておりまして、できたら集中的にやっていただいたほうが良いというのと、地元に戻りますと、裁判員というのが非常に珍しくて、間が空いてしまうといういろいろな質問を受けたりとか。だから、私からすれば、集中的にやっていただいたほうが良いのではないかと思います。

司会者 : 逆にある程度長いようであれば、少し間があった方が良いなと感じている方は、この中では、余りいらっしゃらないということでもいいのかな。

(一同うなずく)

どうもありがとうございました。

法廷での出来事について、今話題に出たこと以外で、こういう点に感

想を持ったとか、こういう点に疑問に思っていることはありませんか。特によろしいですか。

では次、法廷での審理の話から、今度は、裁判員と裁判官との評議の話に移りたいと思います。審理が終わったら当然評議をしますし、審理中でも時々評議室で評議をするということを経験されたと思うのですが、最高裁で実施したアンケート結果を見ると、裁判官とちゃんと話ができるか不安だと答える方が結構いらっしゃるのですよね。実際、皆さん方、どうでしたか。ここに裁判長がいますけれども、もういないものと思って、遠慮しないでおっしゃっていただきたいのですが、御自分の意見を自由に言えたというふうに伺っていいのか、やっぱりちょっと言いにくかったとか、何かありますか。

経験者 6 : 裁判官 3 人とも、分かりやすく説明していただきました。意見を言いにくいということは全くなかったです。

経験者 5 : 私の場合も、裁判官がよく教えてくださるといふか説明してくださいました。特に松永裁判官の説明の仕方が上手だったと思います。やっぱり一緒に裁判員を務めた方の中には、他の裁判員と同じような意見を述べていたのに、その後、自分の意見は少し違ったのかなっていう感じの話がされた方もいらっしゃったのですが、そこは、話のまとめ方の違いかなと思っております。

司会者 : なるほど。4 番の方、評議について、何か御感想はありますか。特に裁判員の意見というのとはちゃんと言えたかどうかということ。

経験者 4 : 裁判官 3 人とも話しやすい雰囲気を作ってくださいし、よく説明してくださるので、皆さん、意見を言うことができていたと思います。皆迷った感じになりますが、分からないところはよく説明して下さって、それを聞いて、各自考え方は違いますが、いろんな意見を出せたんじゃないのかなって。特に、自分の意見等を付箋紙に書いてホワイトボード

に張っていくという形式でやっていただいているので、口に出さなくてもちゃんと書いて出すことができたので、いろんな意見が出ていたと思います。

司会者 : なるほどね。ありがとうございました。

3番の方も自由に意見言えたかということも含めて、評議について、どんな印象をお持ちですか。

経験者3 : ちょっと最初は、やはり裁判官、全然自分なんかと違う方だということで、裁判員のメンバー全員が非常に緊張していたと思うのですが、先ほどから話が出ているように、自分らのレベルに合わせて説明して下さるものですから、皆さん、ある程度は思ったことを言える状況にあったと思います。私もある裁判員から、私なんかの発言でいいのでしょうかということ聞かれたのですが、一般の方の意見を求めていらっしゃるのだから、思い切って言われたらいいんじゃないですかと話をしたところ、その方も結構発言していらっしゃいましたし、評議の中身としては、非常に濃かったのかなというふうに思っております。

司会者 : ありがとうございました。2番の方、いかがですか。

経験者2 : 評議では、私も自分の意見はちゃんと言えたので、分かりやすく説明もしてもらいましたし、良かったと思いますけど。

司会者 : 時間的な面も含めて、大体このくらいでいいかなという感じですか。評議の時間みたいなものはどうですか。

経験者2 : そうですね。評議の中で時間がかかりそうなときは、時間がちょっと延びて終わるのが少々遅くなってもいいのではないかと思いましたが。

司会者 : なるほど。1番の方、いかがでしょうか、評議についての御感想みたいなもの。

経験者1 : とても話しやすい雰囲気、自分の意見を表現しやすかったです。

司会者 : そうですね。ありがとうございました。

3番の方、最初に量刑の話をしていらっしやいましたよね。一番評議に関係あると思いますので、最初にされた量刑の話をもう1回おっしゃっていただけますか。

経験者3 : 量刑以外の評議はスムーズに進むのです。最終的なところは量刑を決めるということになるわけですが、非常に悩んだというのは、私には、被告人が恐らく再犯を起こすだろうというふうに見えました。再犯ということ考えた場合は、量刑を決めた後、自分が裁判員をやめた後、もし被告が再犯したときはどうなるのだろうかとか、いろいろそういうことも考えました。ただし、罪の重さというような説明もございましたので、そこらあたりで割り切ってやるということになりました。

司会者 : 量刑について、その裁判を受けている被告人の再犯の点に大変関心があったけれども、基本的には一緒に評議しながら結論に至っていったという御趣旨でしょうか。

(経験者3うなずく)

量刑というのは、皆さん、恐らく大体こういう事件があって、判決がこうなったというのは、時々新聞報道にはされているので、そのくらいのことは御存知かもしれませんが、余り普段考えたことがないでしょうから、この事件についてどういう量刑にするか皆さんで話を決めていくというのは、御苦勞がいろいろあったのだろうと思うのですが。

評議全般については、裁判官と一緒に自分の納得できる評議ができたということでしょうか。3番の方、いかがですか。

経験者3 : はい、納得できる評議ができたと思います。

司会者 : 皆さん、量刑について、結構戸惑うこともあったのではないかと、その点を評議の中でちゃんと納得できる解決ができたとお考えになっているのかお伺いしたいと思っているのですが、1番の方、どうですか。結

論的には、皆と一緒に話して、決め方も含めて、ある程度納得できる評議ができましたか。

経験者 1 : できたと思います。

司会者 : そうですか。ありがとうございました。4 番の方、いかがですか。

経験者 4 : 量刑についての意見は、最後はまとまっていた。私の場合、若い子だったので、もう二度と犯罪を起こしてほしくないとか、皆さんそう思っていたらしいのですが、本当に未成年ということでちょっと難しいなというのは感じました。

司会者 : 量刑について、どういうものの考え方をして、どういうふうにして決めていこうかというようなことは、裁判官と一緒に話をして行って、皆さんそういう考え方で納得して結論に至ったということでよろしいのでしょうか。

経験者 4 : はい。とにかくもう二度とこういうことが起きないようにしてもらいたいねという気持ちは皆すごく思っていて、評議の中で、見守っていくことが大事だよねという話がありました。

司会者 : ありがとうございました。5 番の方、伺ってもいいですか。

経験者 5 : 私の場合、被告人が、私の子供と同じ年代なんです。だから、検察官の求刑からすると短かったのですが、それだけ償ってもらって更生してもらえればというような気持ちで、皆と納得した量刑を決めることができたと思います。

司会者 : そうですか、ありがとうございました。

それでは、最後の段階、判決の話に移ります。判決を宣告する前に、どんな判決するかというのは、評議の結果を踏まえて裁判官が判決の文章にして、こういう文章にしますと説明があり、実際にお聞きになったと思いますが、自分たちが評議の中で話し合った内容は、ほぼ忠実に判決に表現されていると思われませんか。

(一同うなずく)

司会者 : 判決に立ち会って、どんな感想を持たれましたか。実際に被告人に判決を言い渡すときに、どんな印象を持たれましたか、あるいはそのときにどんなことを考えていらっしやったとか、何かありませんか。

経験者3 : 判決のとき、私も被告人にこういうことを告げてほしいと文章を書きまして、裁判長にお願いして読んでいただいたのですが、先ほども申し上げましたとおり、判決の場で思っていたことは再犯を起こさないでくれと、それだけです。自分たちが関与したにもかかわらず、また罪を犯すというのは非常に納得がいかないという気持ちもございまして、判決のときは、そういうことを考えておりました。

司会者 : やはり被告人に判決を言い渡す場面というのは、裁判の中でも非常に印象に残る場面だと思うのですが、この機会に被告人にあるいは事件の関係者に伝えたいということは、判決に表現されている、伝えられていると思われましたか。

(一同うなずく)

各手続の内容について伺ってきましたが、この機会に検察官や弁護士の方から、経験者の方に質問はございますか。

検察官 : では、忌憚のない意見を伺わせたいのですが、検察官との接点は審理中になりますので、審理のことをちょっとお尋ねします。緊張したところからスタートされて、事案もよく分からないところから徐々に分かっていくとはいえ、多くの証拠が出てきて話を聞いていると、正直眠くなるということがあるのかどうかというのは、非常に本当に気にしているところでして、ここで忌憚のない意見を聞かせていただければなと思っております。1から10まで眠いってということ、多分ないだろうと思っているのですが、正直なところ、やっぱり、はっと気付いたら、ありゃ大分進んでいたとかいうことはないのかなという、立証する

側としては非常にそこが心配に思っているところなのです。必ずあるだろう、むしろ逆に思っているのですが、実際どうなのかなという、そういう感じの質問です。

経験者6： やっぱり短期間に事件のことについて理解しなければならないわけですから、分からないところがいっぱいあるし、注意して聞かなければならないということで、そういった意味では眠くなるということにはなかったですね。

司会者： 眠くなったかどうかは別として、なかなか注意がもたないとか、そういうことも含めて何か御感想があれば、どうですかね。

経験者5： 理解するのも大変でしたが、法廷で見聞きするというのが初めての経験でしたので、勉強になりました。ありがとうございました。

司会者： ずっと集中して聞くのはなかなか大変だったということはあるのでしょうか。5番の方の事件は、結構関係者が多くて、整理するのが大変だったと思いますし、4番の方の事件も同じように関係者が多くて、なかなか大変かなという感じがするのですが、そうでもないですか。

経験者4： 眠いとか、そういうことはなかったけれど、登場人物が多いのでなかなか話が結び付かなくなって、ちょっとごちゃごちゃしたところがあります。でも、話していることは分かりやすかったです。

司会者： 新倉弁護士から何かありませんか。

弁護士： 弁護士の新倉です。せっかくですから一つお聞きしたいのですが、我々証人尋問、本人尋問という形で、それぞれ検察官もそうですけど、尋問をするのですが、正直なところ、どのくらい、何分ぐらい集中して聞けるものでしょうか。途中、休憩をどの程度で入れたほうがいいでしょうか。もし、何か御意見等がございましたら教えていただきたいと思います。

司会者： 尋問をずっと休憩なしで聞いていられる限界というか、大体どのくら

いだったらちゃんと集中して聞けるかというのを、1番の方から、大体どんな感じですかね。

経験者1： 10分程度かなとは思いますが。

経験者2： 時間でと言われたらちょっと分からないのですが、でも、40分、50分から1時間は多分大丈夫じゃないかなとは思いますが。

経験者3： やはり4日間ということで、慣れてしまったらちょっともたないのかもしれないかもしれませんが、すべてのことが初体験ということで、集中はある程度できておまして、実際経験した時間ぐらいだったら集中して聞くことができるかなと考えています。

経験者4： 3番の方と一緒に、初めてだったこともあって、尋問については、興味深く聞けたし、この人はどう思っているのかなという興味もあったりして、結構短く感じました。

司会者： そうですね、興味持てるかどうかで全然違いますよね。興味持てないと、いくら短くてもすぐ飽きてしまうかもしれません。それでも、大体どのくらいであれば集中して聞いていただけるかという、5番の方、いかがですか。

経験者5： 1時間ぐらいだったら大丈夫だと思うのですが、私たちの場合は、被告人1人に弁護士が2人ずつ付いていて、同じような話をされたりするものですから、どこがどうなっているのか分からないところもありました。

経験者6： やはり、興味の問題だと思います。内容や進め方によっては、かなり注意深く聞く場合もあるし、もう10分、20分で飽きる場合もあると思います。

司会者： では、最後に、これから裁判員になる方に対するメッセージをいただけないでしょうか。冒頭にも申しましたけども、最高裁判所では、一般の社会人の方々を対象とした意識調査をしまして、それによると、

裁判員になることについては、いろいろ不安とか心配があるという回答をされる方が結構多いのです。どうしてそういう不安があるかと言うと、自分の判断で人の運命を決めることから重い責任を感じる、あるいは法律の素人に正しい仕事をすることができるか心配だ、あるいは裁判官と対等に意見を言う自信がない、冷静に判断できるか心配だと、あるいは関係者から逆恨みとか、そういう危害を加えられる心配があると、そういう回答をされている方が相当数いらっしゃいます。

そういうことも踏まえて、皆さん方の実際の御経験を踏まえて、これから裁判員を経験しようという方に対して、何かメッセージのようなものをいただければありがたいと思います。

経験者 2 : そうですね、悪いイメージ、嫌なイメージというのですか、その嫌がったりせずにやってみてほしいと思うのですが、僕はいいイメージだったので。なかなかいい経験だったので、嫌がらずにやってみたらどうでしょうか。

経験者 3 : 私も裁判員に選ばれるまでは、先ほど言われたように、いろんな不安を抱えて裁判員になったわけですが、裁判員を経験してみたら、裁判所を非常に身近に感じるようになった次第です。今後、裁判員になられる方も、やはり過大な不安というものを非常に抱えられるのではないかと思います。裁判員経験者もしくはいろんな人と話をして、前向きにトライしていただけたらありがたいなど。それと、私の経験上、非常にすばらしい経験なり勉強になったということだけは申し添えておきたいと思っています。

経験者 4 : 自分一人で決めるのではなくて、いろんな人のいろんな意見をもってみんなで話し合いながら、確認し合いながら決めていくということが分かりましたので、そんなに深く真剣に悩まずに、ぜひ参加していただけたらと思うし、機会があれば、自分もまた参加したいと思っています。

経験者5： 経験して、大変いい勉強になったと思います。裁判自体が身近になったことも、いいことだと思います。私の周りにもやっぱり貧乏くじを引いたような言い方をする人もいますが、これはいい経験だったと私は皆に勧めたいと思います。

経験者6： 私も非常にいい経験をさせていただいたし、今後裁判所が非常に身近なものに感じるようになりました。犯罪そのものに対する考え方が少し変わってくると思うのです。ですから、大勢の方が裁判に参加しながら、被告人の成り行きなど、いろいろ見聞きするうちに、またそれは犯罪の抑止力にもつながるのではないかという感じがします。

経験者1： 裁判員になって、今までできなかったことをいろいろ経験することができますので、すごく成長できると思います。

第2 報道機関からの質疑応答

NHK： それでは、よろしく申し上げます。裁判員の方々に3つ質問しますので、順番にお答えいただきたいと思います。最初ですが、意見交換での話と少し重複する部分はあると思うのですが、裁判員を経験して事件や裁判への関心、見方とか具体的に大きく変わったことがあれば、詳しく教えてください。それでは、1番の方からお願いします。

経験者1： 最初お答えしたように、今まで、裁判員として裁判に関わるまでは、事件や裁判とは関係ないと思っていたのですが、裁判員を経験することによって、事件の見方とかいろいろ変わってきました。

経験者2： 見方も変わりましたし、興味っていうのですかね、前より強くなったという感じですかね。

経験者3： 裁判員裁判を経験いたしまして、今まで別世界のことだというふう感じていたものが、特に裁判員裁判があった場合は、裁判というものが身近に感じられて、興味がわいたというのが現実かと思います。

経験者 4 : 量刑とか、先ほども言いましたように、最初、この人の罪はこんな量刑でいいのかなといったことを思っていたのですが、自分の中の常識と裁判官や他の裁判員の方と交えた意見交換の中で、ああ、こういった考え方もあるのだとか、ああ、ここに重きを置いた考え方をしなきゃいけないのかなという、こういう考え方の一つなのでしょうけれども、そういうことを考えるようになりました。

経験者 5 : 経験者になって、やっぱり事件への興味というのがわいてきました。自分なりにやっぱり変わったような気がします。

経験者 6 : はい、裁判員を経験いたしまして、今まで、例えば裁判というのは、事例ごとで量刑なんかも決まっているのかなという気もしておりましたが、自分たちが参加して、いろんな意見を出しながら量刑を決めていく、そういう意味で裁判員制度というのは、これから絶対に必要な良い制度だなというのをつくづく感じました。

NHK : それでは、2つ目の質問ですが、今、量刑の話が出ましたけれども、一般の市民の人たちが知識の有無など、いろいろ不安に思うところもあると思うのですが、有罪、無罪もしくは一番重い刑で死刑ですね、その量刑を下すことについて、自分にその権限があることについて、実際に今回も皆さん、判決を下されたわけですが、そこはどう感じましたでしょうか。次、6番の方からお願いします。

経験者 6 : 人のやっぱり人生そのものを変えるわけですから、かなり精神的にも考え込むことはあります。ただ、この量刑を決めるときには、その事案の内容等を踏まえると、それに見合う量刑だったかなと自分なりにはそれに納得した状態で量刑を決めることができました。

経験者 5 : 量刑を決めること、私はもう裁判員として選ばれた者だと思って、納得して決められるようになりました。

経験者 4 : 権限ということでおっしゃいましたけど、権限というのはちょっと私

の中で言うと、おかしくないかなと思うのですけれども、いろんなその人個人に対して、いい面もあれば悪い面もある。それを踏まえた上でその人を見ていかなきゃいけないということで、量刑を下すこと、1人ではちょっと本当に難しいことだとは思っています。皆さんの意見を、さっきから言っていますように、いろんな方のいろんな考え方を聞いた上で決めていくことですので、もうそれには納得した上での量刑という判断を下すということですので、自分なりには納得していたと思います。

経験者3： 私のほうは、先ほど何回も申し上げましたとおり、被告人に量刑を下すと、被害者の心情等々も考えました。また、先ほどから申し上げておきますとおり、再犯のこととかも考えました。ただし、そのときに犯した罪の大きさにともなった刑罰を与えるというふうな割り切った考え方ということと言われて、なるほどと、犯した罪に対する刑を与えるという感覚でやった次第です。

経験者2： そうですね、自分なりの考えで真面目に真剣に刑を下したので、責任の重さと言われると難しいのですが、皆の意見を出し合っただけの量刑なので。評議の中で自分の意見は自分の意見として出したという感じで、その辺の責任は持って出したつもりなんですけどね。

経験者1： よく考えて責任を感じつつ決めました。

NHK： 3問目の質問ですが、裁判員の選任から判決まで一定の期間があるわけですけど、心理的なケアなどサポート面とかですね、あとは制度的な面で、ここは改善していくべきだというのがあれば、ぜひお願いします。皆さん、現在、守秘義務を課せられていると思うのですが、そこは自分の中で負担になっていないのかとか、本当は皆さんにちょっと自分の思いを本当は話したいのになかなか話せないとか、何か具体的な悩みもあれば、あわせてお願いします。1番の方からお願いします。

経験者1： 特に感じなかったですね。

経験者 2 : 周りから、やっぱり経験しない人の方がほとんどなので、評議の内容みたいなことを聞きたがる人がたくさんいます。そこは言えない、ここは言えるという、その説明ですかね、余り言えないところがあるのが、ストレスじゃないですけど、断るのがちょっと面倒くさいというか、聞いてくるなっていう気持ちですね。

経験者 3 : 私の場合は、事件の内容によって違ってくると思うのですが、もう被告人も認めているような形であったわけですが、守秘義務に関しましては、基本的に守秘義務のかからない部分は皆に話すように私はしております。当然に守秘義務のかかった分は言わないわけですが。少しでも裁判員を経験したこと、人に言えることは言えるようにし、誰でも参加しやすい形をとれたらなという形で。ということで余りストレス的な部分はかかっておりません。

経験者 4 : 私の場合は、仕事が看護婦ということもあって、守秘義務ではないですけども、言うてはならないことということは結構仕事の中でありますので、患者さんに対しての説明とかですね、同意を得てということでの説明とかになっていきますので、そんなに自分に対してストレスとかを感じていません。もう仕事の延長っていう感じで、特に何も考えてないです。

経験者 5 : 私の場合は主婦ですので、別にいろいろ言うて回るわけではありませんで、そういうことは全然感じません。

経験者 6 : 守秘義務については、ほとんどテレビ、新聞で発表されている分については、ほとんど分かっているわけですから、細かい部分だけですよ、守らないといけない部分は。それについてほとんど負担には思っておりません。これからもそういった意味で、新しく裁判員になられる方も、そういった心配はないと思います。やれば誰でもできるし、自分の意見を出していければそれで十分だろうと思っております。

NHK : 最後に裁判長と検察官と弁護士に共通の質問になるのですが、1問だけいいですか。今日のこの意見交換会でいろいろ裁判員の方からお話が出ましたけれど、実際にお聞きになって、実際にその公判の中でとか、審理の進め方とか、具体的に何か変えていこうという点は何かありましたら、ぜひ意見をお聞かせください。

裁判官 : 今お話しされているようなことは、実は評議の間、雑談等のときにも伺っていることですので、私自身、今お話を伺ったことで変えようということはないですが、少し関連することと言えば、最初は証人尋問とか被告人質問とか、いい経験でもありますし、御自分で質問する前に裁判官を交えて、どういう何か聞きたいことはありますか、皆さん、意見を出していただいて、整理した上で、ああ、じゃそのことをあなたは聞きたいということであれば質問をされませんかというふうにして、やはりその方の疑問解消、それは裁判官自身、全体の疑問解消にもつながるので、積極的にしていただいたほうがいいかなあとと思ってやっていたんですが、やっぱり事件によっては、どうですか、その点、質問されませんかというふうにお勧めすると、かえって、あっ、こういうことを聞いてみようと思えば意見を出すと、自分で質問しないといけなくなるというように逆に負担になられるということが、実は途中であるということが分かりましたので、それ以降は、いや、自分で質問される、必ずしないといけないということはないのですと、しにくいようでしたら、私ども裁判官のほうでしますというふうに変えていったということはございます。

検察官 : 当たり前のお話なのですが、より分かりやすい立証、主張のため、なるべく正確に伝えられるような工夫、これを今後も続けていこうと考えます。

弁護士 : 弁護士の新倉です。今日の裁判員経験の方々のお話を聞くと、かなり肯定的に高く評価されているような気がします。だから、検察庁も裁判

所もそうですが、我々弁護士会も、今のところやってきたことに間違いはないのかなと思っていますので、これからより分かりやすく、より負担は軽減し、なおかつ我々は被告人の権利を守る、そのようなやり方を工夫して頑張っていこうと思っています。

朝日新聞： 先ほど刑を下すということに関して、責任を感じるけれども、皆さん、評議の中でいろいろ話し合っただけで納得する質問、刑ができたというようなお話だったと思うのですが、その中で現行の仕組みであると、死刑判決というのも当然含まれてくるわけなんですけれども、もしそういった立場、そういった事件の裁判員になった場合に、死刑まで裁判員が決めるべきかどうかという点についてのお考えを教えてください。

経験者 1： 重大な事件であれば、死刑もあり得ると思います。

経験者 2： さすがに死刑はちょっと抵抗がないと言ったら嘘になるのですが、事件の重さというか、内容によってはあり得ると思うんですけど。

経験者 3： 先ほどから申し上げておりますとおり、被害者の立場からこれを考えた場合、できれば死刑の裁判の裁判員にはなりたくないというのが本音のところでございます。ただし、今のこの制度で選ばれた以上は、もう立場を全うするしかないのかなというふうに思います。

経験者 4： 死刑判決というのは本当に難しいし、できれば自分にはちょっと無理かな、そういうものには関わりたくないなという気持ちはありますけれども、やはり先ほどから皆さんがおっしゃっているように、事件の重さとか考えたときには、どうしてもやむを得ない場合もあるでしょうし、命を考えたときには、1人の人の命と考えると、本当に難しいのですけれど、じゃ殺された人の命はどうしてっていう気持ちも無きにしもあらずで、やっぱりそこはそういうことも考えていく必要はあるのではないかなと思います。ただ、死刑がないよと言うと、重大な事件を起こす人が増えるかもしれないので、本当に死刑をして、死刑で一応刑が決まっ

たとしても、何年か先に無期懲役にできるような形で、本人の更生度合を見ていけるようなそういう制度があれば、それがいいんじゃないのかなって思います。

経験者5： 裁判員に選ばれた以上は、そういう死刑というのも事件の内容によっては下さないといけないということは覚悟しないといけないのかなと思います。皆で意見を出し合って、そういう方向に向かうんだったら、もう決めなければいけないと覚悟するしかないと思います。

経験者6： 私も裁判員裁判に立ち会った以上、そういったこともあり得るだろうと思います。ただ、人間が人間の命を絶つわけですから、あってはならないことだけど、死刑も十分あり得るだろうと思います。

読売新聞： 皆さんが審理した裁判をすべて把握しているわけではないですが、全国の裁判員裁判では、一審で出した判決、弁護側も検察側も控訴とকাশて、二審で逆転して有罪から無罪になる、あるいは逆転して逆に無罪から有罪になる裁判が何件か起きています。裁判員経験者の判決が二審で逆転したら支持されなかったということになるのですが、それについてどういうお考えをお持ちですか。全員にお聞きしたいと思います。

司会者： 要するに、裁判員の方が加わった裁判員裁判の判決に対して、二審で、控訴審で違う判断が出ると、それについて何かお考えがありますかという御質問のようです。6番の方からどうですか。

経験者6： 非常に難しい質問ですけれども、一審の段階で、それだけの証拠なり、いろんな供述がとれて、それで判断しているものだろうと思います。二審以降、新しい証拠が出て、何か一審の判断を引っくり返すだけのものがあれば、当然変わるでしょうし、一概に我々が、例えば第一審で有罪判決したところでも責任はないと思っております。

経験者5： 大変難しい問題だと思うのですが、自分、これはなってみないと分からないというのが本当だと思います。もうそれはもう一度やり直しをし

てもらって、もう一度最初からやり直しをするしかない。

経験者4： やはり難しい問題です。無罪だったからもうよかったとか、有罪だったからっていうことで、もうそれで終わってしまわずに、また、それで新しい問題が起きたのであれば、新たに裁判して、また熟慮していく必要があると思うので、そのときの話、内容、そのとき判明した証拠では、それが無罪であったり有罪であったかもしれないけど、その時々でちゃんと考えていって、段階、何と言えいいか分かんないですけど、その時々でやっぱり変わってきていると思うので、その証拠なりですね、自分はいくまでも無罪だって主張されるのであれば、またその証拠を捜すであろうし、もっとより深くその事件に対して皆さんがいろいろ考えていけると思うので、それはそれでいいのではないかなと思います。

経験者3： 自分が担当した裁判員の事件でそういうことは起きてほしくないと思いますけども、与えられた題材というか、証拠等々の中で、ベストを尽くしてその場で皆で決めるわけですので、もうそれ以上のことはできないということで、まず自分の担当した部分に関してはベストを尽くすと、もうそれしかないと思います。

経験者2： 言いたいことはほとんど出ているので、言うことがないのですが、自分の意見が変わって有罪が無罪、無罪が有罪となると、不満ではあるのですが、まあ仕様がなかなという感じですかね。

経験者1： 相当難しい質問なのですが、やっぱり結果が進むべき方向に進めば、いいと思うのですが。

南日本新聞： 量刑を決める際に、担当されている事件の同じような、似ている過去の事件の判例なんかも参考にされると思うのですが、そういう判例を参考することによって、自分の意見をその判例に合わせるというか、その判例に引きずられてしまうようなことはなかったでしょうか、6番の方からお願いします。

経験者6： 参考にはいたしましたけども、やっぱりその事件の性質そのものを判断しながら、何点かに分離して、これについてはマイナスじゃないか、プラスじゃないかと、いろいろ累計して、最終的に幾らと出したわけがあります。

経験者5： 参考にはなるとは思いますけど、自分たちで意見を出し合って決めることですので、そこまではないと思います。

経験者4： あくまでも参考資料であって、私たち自身が初めてですので、参考は参考であって、自分たちの担当する事件はこんな事件ということで、それに沿って考える方向が変わるようなことはないと思います。

経験者3： 私どもの担当した事件のときは、それはちょっといろいろ議論になりました。ただ、御説明の中で同じような事件を起こして福岡で裁いたケース、鹿児島で裁いたケースの量刑が違うのはおかしいじゃないかというような意見等ございまして、みんなで話し合った中、当然大きな参考としてとらえて量刑を決めていったという現実はございます。

経験者2： 素人で何も知らない状態なので、参考資料がなかったら何も分からない状態だから、参考にして、その担当した事件はみんなで話し合っただけの量刑なので、左右されたということはないと思います。

経験者1： 資料はあくまで参考にしながら決めました。

南日本新聞： 6番の方にお聞きしたいのですが、最初のお話、被害者の方が法廷に出てこられてその意見を聞くと、やっぱり同情するじゃないですけどということをお話しされていましたが、その点、もう一度お話ししていただけますか。

経験者6： 被害者の話を聞きますと、当然同情はしますが、同情と罪の判断とはまた別の部類だろうと思います。ですから、かわいそうではあるけれども、ただ、その犯罪の前後、左右を見ながら判断していくしかなかったのではないかと考えています。

南日本新聞： 2点ほどお伺いしたいのですが、1点目、裁判員を経験されることで逆恨みの心配というのを持たれていないかという点と、もう1点、判決後に開く裁判員経験者の会見について御意見あれば教えてください。

経験者6： 事件に対して、いろんなそういった嫌がらせとか、あるいは脅迫というのをほとんど心配しておりません。記者会見についての感想とか意見は、何もありません。

経験者5： 事件の逆恨みというのは考えたことがないです。それから、記者会見に出ましたけど、うまくしゃべれませんでしたので、恥ずかしい思いをしました。

経験者4： 逆恨みについては何も心配していません。というのも、顔も名前も出さなくていいというのが前提にありますので、ちょっと自分としては特に心配していません。記者会見については、通り一遍の回答しかできなかったのですが、その記者の方々の聞きたいことというのは、気持ちは分かるのですけれども、やっぱりこの裁判員を経験したら、記者の方も何か質問も変わるんじゃないだろうかという気がします。

経験者3： 逆恨みにつきましては、裁判員になる前は非常に心配しておりました。ただ、私の担当した事件については、もうそういう心配はほとんどないということで、事件に応じてやっぱりちょっと心配かなという気はしております。それと、記者会見はちょっと残念ながら出ていないものですから分かりません。

経験者2： 逆恨みとかは特に考えてない、意識していないという感じですね。記者会見は、恥ずかしいので出なかったです。1人だけ出るのも嫌だったものですから。

経験者1： 特に逆恨みの心配はありません。記者会見には出ていません。

以 上